

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会
放射性廃棄物WG（旧電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会）第5回会合

日時 平成25年11月8日（金） 9：59～11：48

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

おはようございます。定刻前ですが、皆さんおそろいでし、始めたいと思います。

まず、事務局より資料の確認など、手続的なところをお話しさせていただきます。本日の資料でございますけれども、お手元に議事次第、それから委員名簿、資料1、これは論点D：立地選定プロセスをどのように見直すべきかといったもの、それから、この資料1の参考資料として諸外国の事例をつけさせていただいております。また、資料2として前回の議事録。ただ、この議事録は一部まだ委員の方からご確認いただけていないところもありますので、本日のところは暫定版という形でお配りをしておきたいと思います。

参考資料もおつけしております。ホームページ上で受け付けております、このワーキングでの議論についての国民の皆様からのご意見ということで、昨夜の時点までに3名の方から意見をいただいております。

資料につきましては以上でございまして、ご確認をいただければと思います。

また、今回も参考資料集、ドッチファイルという形で卓上にご用意をさせていただいております。あわせて審議のお役に立てていただければと思います。

それから、委員の出席状況ですが、本日は小林委員、高橋委員、そして辰巳委員がご都合によりご欠席です。

それでは、以降の議事進行を増田委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○増田委員長

おはようございます。お手元の議事次第に従って進めてまいります。本日の会議ですが、10時から12時までを予定しております。よろしくお願いをいたします。

まず、初めに地層処分技術ワーキングのほうで、先月の10月28日に第1回会合を開催しておりますので、今日の議題の前にこちらのワーキングの開催状況について、地層処分技術ワーキングの委員長でございます朽山委員からご報告をお願いしたいと思います。

○朽山委員

今、委員長がおっしゃったように、10月28日の金曜日、16時から経済産業省におきまして、地層処分技術ワーキングの第1回会合を開催いたしました。地層処分の技術的信頼性について、関連学会の専門家の下、最新の科学的知見を踏まえた再評価を行うとともに、今後の研究開発課題を明らかにするため、地層処分技術ワーキングを設置して検討を進めていくことを確認し、今後の審議の進め方等について検討を行いました。

当日の資料につきましては、卓上の参考資料集にとじてございますので、ご確認をいただければと思います。

技術ワーキングの主な意見といたしましては、私の理解するところですが、現状の知見が第二次取りまとめの見解に沿っているということは当時の適切な見解であって、だから今でもよいということではない、当時なされた第二次取りまとめの評価結果に依存することなく、10年間の科学技術の進歩、理解の深まりに基づいて地層処分の技術的信頼性の再評価を行うべきであるということ、それから、それぞれの分野で扱っている事柄が地層処分システムの安全性能とどのような関係になっているのかという安全評価の構造が示されなければ、分野ごとに把握できる時間や不確実性が安全の確保にどう影響するかは評価できないというようなことがございました。

以上でございます。

○増田委員長

どうもありがとうございました。また開催状況に応じて、随時ご報告をお願いしたいと思っています。

それでは、続きまして本日の議題に移りたいと思います。

本日の議題は、立地選定プロセスについてです。資料1の論点D：立地選定プロセスをどのように見直すべきか、並びに資料1の参考資料として諸外国におけるプロセスについてまとめてあります。これらにつきまして、事務局からまず説明をお願いいたします。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

それでは、私のほうから資料1、それから参考資料1についてご説明いたします。

まず、パワーポイントのほうの資料ですけれども、1ページをごらんください。

これは、現行の処分制度における立地選定プロセスを説明しているものです。この中で、この下の図のフローは前回までもお示ししておりますが、とりわけ住民の参加がどのようになされているのか、地元の合意形成がどのように手続として今担保されているのか、また、その支援策がどうかといった点からまとめております。

1つ目の丸ですけれども、都道府県知事及び市町村の意見を聞いて、これを十分に尊重しなけ

ればいけないといったことは法律で規定されています。加えて、この意に反して、地元のご意見に反して次のステージ、概要調査などに進むことができない。簡単に言いますと、地元拒否権を閣議決定により担保させていただいております。

この判断に当たっては、当然のことながら住民の説明会の開催、それから意見書の受付、また、地元の首長への送付といったような、そういったプロセスを経て決めなければいけないということになっています。

それから、地域支援策でございますけれども、下の図を参考にさせていただければと思いますが、文献調査の段階で単年度当たり10億円、限度額で20億円、それから概要調査の段階で単年度20億円、限度額70億円といったような電源立地地域対策交付金による支援とをいった制度がございます。

また、NUMOによる地域共生策、例えばということで申し上げますと、文献調査時に連絡事務所を開設するであるとか、それから、実際施設を建設する際には本拠地を移転させるなど、そういったことが公募資料などで決められているといったような状況であります。

大事なものは、その右下の四角囲みの中にあります、地元のご意見を聞いて反対の場合には次の段階に進めないプロセスになっているということだと思っております。

次のページ、参考で省令レベルのより詳細な手続をフローで簡単に示させていただいております。

既にNUMOにおいて法律策定以降、文献調査に向けた公募というのを実施しておりますけれども、文献調査に至る中で、当然その市町村から応募があった後には、その調査計画内容について住民の皆様へ説明、報告するといったことになっておりますし、報告書の作成が行われれば、それを地元の自治体に送付し、住民には公告・縦覧しなければならないと。その上で説明会を開催して、出てきた意見については、その意見に対する見解というのをNUMOのほうで作成すると。その上で、ご地元の判断として次のステージに進めるか進めないかといったことを確認させていただいた上で、例えば概要調査に至ると。これは概要調査以降のステージにおいても同じような手続で流れていくということでございます。

それから、3ページと4ページ、これは第1回の小委員会の資料をもとに作成しております。今回の立地選定プロセスに関する部分でご説明申し上げますと、3ページ、これはなぜ不信があるのか、信頼されないのかといったときに、赤の囲みの中、1つ目の丸ですが、やはり国が責任を持って取り組むべきで、関係者に対する国の働きかけ、理解活動が不十分、それから2つ目の丸、広く全国を対象にして公募、ボランティアにするという中では、その調査受け入れということとイコールお金目当てで動いているのではないのかといったような不信感が強い中で、有効な地域

支援策そのものといったものが示せていないのではないかとといったことであります。

それから、(3) 立地選定プロセスそのものに対する不信として、なぜここかといった科学的なそういった根拠に基づく立地選定手続が行われていないのではないかとといった点、それから2つ目の丸、ご地元の説明責任が課題で、とりわけ首長さんの政治リスクというのが大き過ぎるのではないかと。また、3つ目の丸、住民不在でプロセスが進められているのではないかとといった懸念が強いと、こういった不信があるのではないかとといったことを第1回目の小委員会でご議論させていただきました。

また、4ページ、ちょっと視点を変えて論点ごとに整理をしてお話をしますと、反省の2として、政府としてのコミットが不十分だったのではないかとといった点については大きく2つあって、1つは、地元発意を重視する余り、関心地域をみずから、国ですが、発掘する努力に欠けていたのではないかと。政務レベルも含めて、国民に説明を行うなどの一歩踏み込んだ理解活動を行うべきではないか。

もう一つ、2つ目ですけれども、地域が長期にわたって持続的に発展して、誇りを持ってこういったプロジェクトに手を挙げられるように、地域と一体となって取り組む仕組みを政府全体として整備できていないのではないかとといったこと。

それから、反省の3ですが、地元の責任が重過ぎるのではないかとという点については、なぜその場所かと、地元の負担を高めている要因じゃないのかと、国がやはりしっかりとより前面に立って説明を行っていくべきではないかと。2つ目の丸、調査受け入れを前提とせず、住民が参加した形でオープンに理解を深められるような仕組み、これが必要ではないかといった点。

それから、反省の4ですけれども、反省の3と少し似通ってはいますが、住民参加のあり方についてですけれども、とりわけ法律上規定されているプロセスの関与、自治体の関与ということイメージしていますが、それだけではなくて、全ての情報がしっかりと地域住民に行き届いて参画できるというより丁寧な仕組み、そういったものが必要なのではないかと、こういった点がございました。

それを踏まえて、次のページでございませうけれども、私どもで、この段階でまず言えることとして大きく3つ取り上げさせていただいております。

1つ目は、安全に処分ができる地点を選定する必要があるということ、こういった点については大よそ皆様方の見解に沿っているということではないかと思っております。すなわち、科学的あるいは専門的に。ただ、誰がそれをどのように決めていくのか、こういった点はお議論があらうかと思っております。

2つ目、地域の理解のもと立地地点が選定されるべきこと、これは先ほど申し上げた住民参加

型とすると、その仕組みをどうすればいいのかと、そういった点に連結してくると思います。

それから、3つ目、処分場を受け入れてもらうために、受け入れ地域の受苦を補う措置が必要なこと。ただ、それをどういった地域振興策というのをどういった場で誰がどんな形で取りまとめて考えていくのかといったことはご議論があらうかというふうに思っております。

そういったことを本日踏まえまして、皆様方から立地プロセス選定に関して、できるだけ多くのご意見、アイデアをいただければというふうに思っております。

5ページの下段のところは、第1回の審議を中心に皆様方からいただいたご意見というのを幾つかピックアップさせていただいているところであります。

なお、次のページ、参考で学術会議、原子力委員会、それから知事会、それぞれについて関連する部分を引用させていただいております。

簡単にご紹介しますと、学術会議においては、1行目の後段ですけれども、電源三法交付金など、金銭的便益提供という政策手段により処理しようとするのは適切ではないと。それから、アンダーラインの2つ目になりますが、科学的な知見の反映を優先させる検討を可能にする政策決定手続が必要と。社会的に見て重要な施設で、安定した地層を必要とするようなものを併設するのが望ましいということを言っています。

原子力委員会においては、1行目の後ろのほうですが、全ての行政機関が連携して知恵を出すべきと。同じアンダーラインのところですが、全国知事会に対して、この施設の立地について協力を要請する。その地域振興構想のあり方を含む立地に向けた取り組みのあり方に関する検討への参加、あるいは、少なくともそうしたことに関する検討結果に対する意見を求めるなどを行うべきと。それから、2つ目のポツですが、相互に交流して共同作業することができる環境と仕組みを地方自治体と協議して整えることと。

知事会においては、25年7月ですが、この処分地の早期選定に向けて、全国知事会とも協議しながら国が前面に立った取り組みを一層強化することといった提言をいただいているというところでございます。

それから、参考資料で海外の事例を幾つか入れさせていただいております。全て細かくは説明できませんけれども、幾つかポイントを絞ってお話をします。

まず、フィンランドの取り組みでございます。パワーポイント、スライドの2ページ目でございますが、フィンランドは1983年からサイト選定のプロセスに入っております。呼び名は少し日本とは違いますが、いずれも文献調査、概要調査、それから実地の精密調査といったステージを踏んでおりますが、102、5、4というふうに処分実施主体が順番に絞り込んで選定しているということでございます。

とりわけ、その手続においては極力民意を大事にするお国柄であって、その3ページ目の参考
に書いておりますが、3つ目のポツで、立地予定の自治体が受け入れに好意的であることを条件
にしていると。拒否権といってもかなりハードルの高い拒否権ということになりますが、4ペー
ジ、同じようにその拒否権を担保するといったところを書かせていただいておりますが、その2
つ目の丸、さらに市民が入手可能な情報を提供し、参加する機会をふやすことを目的としている
といったような、そういった制度上の規定があるということでもあります。

ただし、5ページ目の立地地域への支援でございますけれども、確かに固定資産税の上限を高
めるなどのそういった優遇措置を受け入れ地域に対して施してはいますけれども、別に金銭的な
支援が充実しているわけではなくて、2つ目の丸にございますように、例えばその実施主体であ
るポシヴァ社が新たな高齢者向けのホーム施設の建設費用を自治体に融資するなど、地元のご要
望にいかにかきめ細やかに実施主体が提言していくかといったところが充実しているのが特
徴であります。

同じ北欧で、次はスウェーデンでございますけれども、ここもフィンランドと同様に人口が小
さくて、少し我が国とはそういった国情が違ふところはあるんですが、一言で申し上げるなら失敗
を経験化して、住民手続を厚くして、自治体に対してもしっかりと実施主体が支援していると、
そういった国柄であります。

77年から全国のボーリング調査を実施していますが、かつては反対運動が活発化して打ち切ら
れたという経験があります。その上で92年からSKB社が新たな選定プロセスを開始して、やは
りサイト調査に当たっては、岩質であるとか地層の安定性であるとか、そういったところに着目
しながら4種類の調査を設定して、順次絞り込みを行っているといった経緯であります。6、3、
2というふうな絞り込み方、流れで来ておりますけれども、現時点では、ご承知のとおり、エス
トハンマル自治体のフォルスマルクが既に選定されているという状況であります。

その上で8ページ、参考で入れています最初の文献調査の前のステージに当たる段階だと思
いますけれども、総合立地調査というのがございまして、北部か南部か、沿岸なのか内陸なのか、
そういった議論はスウェーデンでもあったわけですが、この調査をしたところ、母岩については
調査対象の全ての県に存在する、この絵のとおり複雑に入りまざるような感じであったので、そ
ういった地域別の選定の仕方というか、ある程度人口が多い少ないとか、そういった選び方では
なくて、やはりあくまで科学的な根拠、視点に立ってまず入り口を深めた、最初の議論を開始し
たというのがこの国の特徴であります。

それから、2ページ進んでいただいて10ページ目でございますけれども、立地選定の地域住民、
その意見の反映ということです。地元には拒否権がございます。それから、2つ目の丸、事業者

が特に影響を受けるとみなされ得る個人と協議を行う義務を持っているということでもあります。

それから、3つ目の丸、この自治体が行う情報提供活動、協議に要する費用ですが、これは基金から支弁をしております、このあたりは全て排出者責任ということで電気事業者の方がもともとは積み立てられたものということでもあります。

それぞれオスカーシャム、エストハンマルの自治体における地元合意形成の仕組みということですが、この中できちっと自治体の中にそれを担う事務局というのがあって、そのもとでアドバイザーとか専門家が入って集落の住民の代表者の方と丁寧に意見を重ねていくというのが特徴であります。

11ページ、その支援策でございますけれども、地元の開発支援というのはSKB社、それから、その親会社である4つの原子力発電事業者が実施はしておりますが、中身としては施設見学から本社移転、それから人材の育成まで、幅広く地元のご要望に応じて取り組んでおられるといったようなことが特徴になっております。

それから、フランスでありますけれども、13ページ、フランスは長い経緯がありますので、中央集権なのでこういった特徴があるんじゃないかと私は思いますが、国が力強く一定の科学的な根拠に基づいてこうではないかという方向性を示しながらも、ただ、他方でCLISなど住民参加、すごく広く丁寧に分厚く手続を行うことで合意形成を図っていつていると、そういったお国柄だと思います。

83年以降、実施主体とっていいANDRAがフランス国内の地質の構造から多分リストアップして、この間、28から36カ所ぐらい手が挙がってきたみたいですが、それぞれ現地の地質調査に何とか地元の合意を得ながら進めていくという動きがございましたが、結局90年2月のところを見ていただければ、現地での反対運動が活発化したために一旦それを諦めています。こういった経験を踏まえながら特に議会が、立法府のほうが、バタイユ下院議員と書いておりますけれども、彼が中心となって、その課題、なぜうまくいかなかったのかというところを整理した上で法律を策定して、それに基づいて現在、立地選定プロセスを進めていると、そういった流れであります。

具体的には、文献調査の段階は92年から始めておまして、地下研究所のサイト選定という切り口から入っております。その上で、同じバタイユ議員を中心とする調査団が地質構造的なアプローチを進めて4件の候補サイトを選定して、その中で順次絞り込みを行って、現時点では99年の精密調査のところをごらんいただければ、この候補地のうちビュールの地下研究所の建設・操業を許可するといったステージにまで至っていると。

とりわけ、ここのお国柄上、公開的な討論をしっかりと行っていくということで、その間ずっと

現在に至るまで住民を中心とした合意形成、選定プロセスをしっかりと行って、13年、現時点では公開討論会を開催していると、そういった状況であります。

それから、14ページは、今の最初の83年の段階でどういった観点からまず最初に有望地を選んだかといったところを書いています。あくまで、やはり地震活動度の高い地域であるとか、火山活動が認められる地域とか、そういったところを外して行って、科学的な根拠に基づいて行ったということ。

それから、フランスの特徴ですが、15ページ、C L I S、地域情報フォローアップ委員会、これを設置して、住民への情報提供及び協議実施というのをやっているということでもあります。加えて公開討論会というのを実施して、二重、三重に地域、それからその周辺、そして国民全体、多様なところのステージで議論を活発化させて、決めていくということでもあります。

なお、16ページでございますけれども、公益事業共同体、G I Pというのもございまして、その地域経済開発の実施主体として地下研究所また地層処分場が設置される区域にこの組織を設置して、さまざまなプロジェクトベースでの支援というのをあわせて行っているということでもあります。

加えて、廃棄物発生者による支援として、地層処分事業とは別に、地元の雇用をさらにいかに上げていくかといったような、単なる処分場の建設にとどまらない形で地域支援方策というのもしっかりと講じているということでもあります。

それから、カナダでありますけれども、18ページをごらんいただければと思います。

ただ、カナダはフランスと対比的でして、連邦制ということもありまして、受益者が州毎に別れ得る部分が多く、そういった点が我が国とは少し違うんだと思いますが、いずれにせよ細やかにサイト選定プロセスの手続を講じているというのが特徴だと思います。

2002年に法を制定して実施主体をつくりました。主に楯状地での地層処分などを中心に科学的な選定プロセスというのを段階ごとに行っているということでもあります。2010年から具体化しておりまして、全9段階になるサイトプロセスの選定を行っています。

19ページをごらんいただければと思いますが、合計9段階なんですけれども、結局、この6段階目の正式協定の調印に至るところまでは地元にとしっかりと拒否権があって、その間、合意形成をしっかりと行うんですが、ここの特徴は、まず最初の第1段階で国民の意識を高めて、第2段階で自治体は知識を深めていくといったような、そういった流れを講じているということでもあります。

20ページ、図でオンタリオ州というところが集中してこのサイト選定プロセスに参加したいという自治体を抱えている地域であります。まず最初に22地域が手を挙げて、そのうち1地域が初

期のスクリーニングで不適切と判断されておりまして、現時点ではこの中でどこにしていこうかという議論になっているということでもあります。

それから、21ページですけれども、先ほど申し上げたように拒否権が地元にあつて、2つ目の丸ですが、自治体は判断できるような材料をしっかりと受け取って、プロジェクトを受け入れる積極的な意思があるかどうかということをはっきりと表明しなければいけないということになっています。

また、2つ目のポツになりますけれども、その最終合意書に調印するまで、サイト選定プロセスへの関与を終結させる権利を自治体を持っているということです。そういった点が特徴であります。具体的な例として、下に書いています第3段階から地域連絡委員会というのが設置されて、この中で、いわゆるその実施主体が実施するそういった評価に対して助言とかフィードバックを行って、住民に適切に状況を説明していくといったような流れになっています。

それから、22ページ、もう一つの特徴としてラン・モアプログラムというのがありまして、地元の住民の学び合いの場というのがきちっと用意されています。事業実施主体が協力、資金提供しているということです。幾つか申し上げますと、③にありますように施設の視察訪問、これを支援する、あるいは地元の持続的な可能性、まちづくりですね、そういった計画の立案、詳細化の支援を行う、住民参加の獲得を目的とする情報提供活動ですね、自治体が行うものが中心ですが、こういったものに対する支援、それから、その場というのが設置されているということでもあります。

それから、イギリスでございますけれども、24ページ、1つ目の四角の一番下、2007年にサイト選定プロセスに関する提案について、公衆協議を開始しております。この中で、その次の年ですけれども、2008年に白書といった形で政府のほうからこういった手続、プログラムに基づいてサイト選定を行っていくのかといった考え方が示される中で、2009年6月に1州2市が手を挙げました。手を挙げたんですが、やはり住民議会投票の結果、1州2市が2013年1月の段階で撤退しまして、現時点では文献調査の開始ができていないという状況であります。したがって、この9月からそのプロセスの改善に向けた公開協議というのを開始しているという状況であります。

この8年の白書ですけれども、25ページをごらんいただければと思いますが、大きく自主的参加の原理とパートナーシップに基づくアプローチを実施すべきといったような中身になっています。

具体的には丸を4つ書いていますが、1つ目の丸、撤退権を有すると。2つ目、関心表明を提出する前に、自治体は既存パートナーシップなどの会議を通じて集約した意見を持つべきと。それから、3つ目の丸、地域住民との関与、地域住民の参加の方法というのはいろいろ例示をして、

ここにあるように集会、ワークショップ、世論調査とか量的なフィードバックなどとしているということです。

こういった参加に基づく決定が行われた後は、地域立地のパートナーシップを設立して、さらに詳しく住民から意見を取り入れていくといったような仕組みになっています。

26ページは、今のなぜ最初の1州2市の部分でうまくいかなかったのかといったところを含めた参考になっておりますが、27ページ、支援策といったものがどういうものがあるのかというのを掲げております。2008年の白書ベースですけれども、1つ目のポツ、金銭的というよりは、まちづくりに応じる形でパッケージで支援を出しているということ、それから、地域立地パートナーシップを設立するという、その中で、これはそれぞれ項目を幾つか入れています、地域社会の懸念を払拭するために、地元の住民の方になぜそこなのか、どういう意見があるのか、どういう取り組みをこれから行っていった、それは皆様にとってどうなのかといったことをしっかりと検討し合うといったような場になっております。ただ、この運営資金については政府が出しているということになります。特徴は、このパートナーシップの役割自体を、その設立時に地元の参加メンバーが中心になって決めるといったことであります。

それから、28ページでございますけれども、この改善策を今検討していますというお話でしたが、どう改善するのかといったことです。いわゆる根拠に基づく情報提供の紹介、コール・フォー・エビデンスというのを今実施してまして、サイト選定プロセスのどんな面をどのように改善することができるのか、あるいは自治体を引きつけるものは何か、参画する上でこういったメリットがあるのか、自治体の助けになるのかといったことがここに盛り込まれています。ご参考にさせていただければというふうに思います。

それから、アメリカでございますけれども、アメリカはご承知のとおり、ユッカマウンテンを唯一の処分候補地として選定しておりましたが、現政権が立地選定プロセスを見直しまして、現時点では一旦それがもとに戻っているという状況です。10年にブルーリボン委員会を設置して代替案を検討しておりまして、12年1月にその報告が出ております。それを踏まえる形で今、法案を作成して公表し、公聴会の開催などを行っていますが、まだ法律自体の成立には至っていないという状況です。

その法律の中で、31ページ、何を書いてあるかというのを参考に入れさせていただいておりますが、いわゆる放射性廃棄物管理機関というものを設置して、そこが立地指針をこの法律が成立した後1年以内に策定するという、それから、同意に基づく地層処分場の立地選定プロセスとして募集するという、それから地元と協力協定を結ぶ、もう一つは同意協定を締結するといったようなことが書いてあります。

この協力協定というのは3つ目の四角ですが、サイト特性調査活動についての監視など、そういったものを可能にするための支援というのが何かということ、その協定を結ぶということであり、同意協定については、当事者間の相互の合意が必要ということでもありますけれども、受け入れに関する条件を整理していくと、そういった2つのことが盛り込まれるということになっております。

それから、住民の意見への反映については32ページ、この法律の中で、現時点で規定されているものとして幾つか例示をさせていただいております。ご参考にしていただければというふうに思います。

なお、支援活動については33ページに書かせていただいております。主に法律の法案の中でどういった支援というのがあるのかというのを例示しているわけですが、やはり金銭的な補償もあるんですけども、地域全体に対して支援策を講じていくといったような示唆というのはしっかりと位置づけられているということだろうと思います。

それから、ドイツでありますけれども、35ページですが、ドイツは、70年代にサイクルバックエンドセンターといった大きな構想があって、岩塩ドームを対象に特にそれを多く含むニーダーザクセン州を中心に77年にゴアレーベンを候補地、有力地として一応提案して、州政府がそれを受け入れているという状況がありましたが、2000年の連立政権以降、脱原子力の政策があって、それが3から10年間凍結されました。2010年、探査活動がゴアレーベンで再開されましたが、11年に至って、そのゴアレーベンでの探査活動と並んで、代替処分オプションを確定するための手続を改めて検討するといったことになっています。

11年、ドイツは連邦制ですので、連邦政府の関与というのは強いわけですが、このニーダーザクセン州のみならず、全州と連邦政府が改めて新たなサイト選定手続をしっかりと結んでいくべきだということで、改めて2013年7月にサイト選定法というのを成立し直したという状況であります。

ドイツで何を申し上げるかということ、36ページなんですが、1つ目の四角の中、回収可能性などの基準というのがあります。地層処分のサイト選定基準、サイト選定手続を提案していくということがあります。公衆参加と情報提供、透明性の確保といったことがあります。実施主体であるBfS、連邦放射線防護庁がサイト地域を選定するといったことが特徴だというふうに思います。

37ページ、サイト選定法で地元の拒否権自体は規定されていませんが、2つ目の丸、地下での探査実施サイトの提案時点で、自治体や住民などがサイト選定法の要件、基準に基づいたものであるかどうかの判断に対して異議申し立てができることになっておりますし、サイト選定法では

公衆参加の原則というのは全期間を通じて規定されているということでもあります。

ちょっと長くなって申しわけないんですが、海外も、要は悩みに悩みながら、失敗も繰り返しながら、でも、やはり誰かがきちっと責任を持って強力に推進していくといったような流れで動いている中で、ドイツがわかりやすいんですが、やはり我々が今まさに検討しようとしているのと同じような流れが世界的な徴候としてあるということでございます。したがって、ちょっと詳しく目にお話をしました。

以上でございます。

○増田委員長

ワーキンググループをスタートする一番最初の回、それから2回目に論点の整理をしてA、B、C、Dと整理をしましたが、今日は、その中の論点Dというところであります。各国の立地選定プロセスの紹介もありましたけれども、この放射性廃棄物処分の問題を議論していく上で、まずこうしたA、B、C、D全体像を議論して、それでいろいろ問題がどこにあるかという、その当たりをつけていかなければなりませんので、今日は、その中で立地選定プロセスを議論したいと思います。

それでは、ご発言のある方はいつもと同じようにネームプレートを立てて、それで意思表示をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、西川委員からプレートが上がりましたので、それでは西川委員、お願いします。

○西川委員

ありがとうございます。ただいま各国の立地選定のいろんな考え方、プロセス、またそれぞれ国情が違いますから、日本の場合にどれくらい参考になる部分があるのか、どう応用できるのかというのがあるというふうに思いました。

これに関連いたしまして、前回10月15日にこのワーキングで申し上げましたし、また、次の日は総合資源エネルギー調査会基本政策分科会もございまして、その場でも申し上げたところでございますが、いわゆる最終処分というんでしょうか、最終的な処分と現在の使用済燃料、40年余り原子力発電所が稼働したことによる、既に電力を消費しているわけですが、それに伴って発生した使用済燃料の中間貯蔵、つまり最終的な処分と中間的な貯蔵の問題を明確に区分し、まず中間貯蔵をどうするかということがプロセスの一番基本にかかわるように思います。このことが最終的な処分の技術的な問題にもかかわりますし、国民のこの問題に対する本当の意味での、どこかで何かを議論しているということではなくて、文字どおり一国民、一消費者、あるいは地元としてこの問題を考えるという重要な国民的な理解、あるいは責任の問題につながると思うわけがあります。

そこで、まずは中間貯蔵地を国と事業者が消費地に協力を求め、早急に決めるべき議論をすべきだと思います。それと並行して最終処分地の選定のいろんなプロセスや考え方も決めるべきだと思います。しかし、最終処分地の選定についてはさまざまな議論があるわけでありまして、問題が一層複雑で長期にわたりますので数十年はかかるはずであります。

そうしますと、その間に放射性廃棄物の減量化、減容量化ですね、あるいは低毒化といいますか、放射性関連のさまざまな元素の放射能のいろんな半減期を軽減するという意味での、減量化、低毒化の研究の進展も一生懸命これを進めて、その間に、数十年の間に成果も期待できるわけありますので、中間貯蔵の問題を最終処分に先立って、あるいは最終処分の全体のプロセスの一つとして先行して方向性を明らかにすべきではないかと、このように思うわけであります。

現在、外国の例が今ございましたが、全国の市や町から応募を待つというのではなくて、日本原子力研究開発機構の例えば岐阜県で行っております東濃地科学センター、あるいは北海道の幌延深地層研究センターで行われているような地層処分の研究開発の成果などにも基づいて安全性、適地性についての国の方針を明らかにすることが大事だと思います。

いずれにいたしましても、中間貯蔵につきましては、消費地においてさまざまな立地選定が可能となるよう、国においてさまざまな議論を早く先行して進め、また、輸送したり貯蔵する技術の向上を目指した研究を積極的に並行して推進する必要があると考えます。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員

ありがとうございます。今日の事務局からのご説明を聞きまして、今までの日本での最大のネックはやっぱり公募制にあるのではないかと思います。つまり、これは自治体の応募を期待するという点で重要なのですが、逆に言えば自治体に対して非常に過大な負担を与えてしまう。その負担というのは、政治的なリスクがかなり大きいということであると思います。ですから、やっぱり国が先頭に立って、この事業は、特に最初の段階は進めなくていけないと思います。

その場合に、やはり国としてなすべきことは、まずはその科学的な要件について、前にも火山がないとか、あるいは断層がないとかということで要件を決めましたけれども、もうちょっと明確な科学的な基準をもって決めると、これによって、なぜうちがということが少しは減るだろうと思います。それによって、ある狭い自治体を対象にここに選ぶということではなくて、より広い地域で、日本では何とか地方とありますけれども、その中でもいろんな地質条件のところがあ

りますので、そういう広い地域を国として幾つか選ぶということがやっぱり私は大事ではないかなと思います。

その中から、地質条件は地域によって異なり、それにはいろんなメリット、デメリットがあります。例えば、低地というと人が住むのは非常に楽なところですけども、一方で洪水が起きるというデメリットがあります。それぞれの地域において全てメリットがあればデメリットがあると、そういうものを考慮していろんな条件が出てくるわけですけども、それに対してその自治体にその辺を十分説明して、自治体としてもいろいろな要件を考慮して応募するか、しないかという判断ができるのではないかと思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。今日、最初のご発言で立地地域の自治体の首長さんとしては、やはり中間貯蔵の地域を探すのを先にご意見がありました。立地地域の首長さんとして、そう発言されているご趣旨は感じておるんですけども、やはり中間貯蔵で地域を探すプロセスと、また最終処分と同じように地域を探すという、その2つのプロセスを長く続けていくということになるのではないかと思いますので、まず、やはりこの最終処分をできるだけ早く進めるということ念頭に、このワーキンググループできちんと取り組みたいと考えてご意見を伺いました。

その中で今、公募制がやはり厳しいのではないかという他の委員のご発言もありましたけれども、私は立地地域とか消費地域の皆さんに集まっていたいたワークショップとか、そういう学び合いを長く実施してきたんですけども、この高レベル放射性廃棄物の処分事業に対して具体的な情報が社会に行き届いてないという現実の中で、各々の地域でしっかり考えていくという場が余りにも少ない、そういうところで自治体の方が手を挙げて関心を持つという表明をするというのは余りにも重いのではないかというふうに私自身も感じてきました。

そういう意味で、この選定プロセスに関しては国がきちんと申し入れをするというプロセスも、数年前に立地の公募が進まないということで見直しがあつて、国が申し入れるという、選択肢が入っていると思います。この選択肢をやはり国がどこかの段階できちんと使うという変なんですが、そういうシステムが既にあるわけですので、今までの科学的知見を総動員して、地層の状態などから日本の中での適地を、ピンポイントではなくて少し広域でもいいですので、きちんと国が発信してくださるということが今、大きくこの状況を動かすのには大事だと思っております。

ですから、まず立地選定プロセスに関しては、そういう意味で国がしっかりと前面に出るということ、少し腹をくくっていただくというのがまず1つ目、大事だと思います。

もう一つだけきちんと申し上げたいのですが、そういう地域での話し合いの中で、今の立地選定プロセスに対して、大変申しわけないけれども、あまり信頼がないというふうに感じております。それはどういうことかといいますと、今日いただいた資料1の1ページ、2ページに現在の仕組みというのが書いてありますけれども、ここの中に既に住民意見の聴取、首長さんの意見の聴取で反対の場合は次の段階に進まないと制度上なっています。ただし、地域の方とお話をしていると、やはりこれだけの大規模な事業なので、一度関心表明をしてしまったら、途中で何か不都合がわかるとか反対の気持ちになっても、もう流れはとまらないのではないかというふうに思うご意見が実は大変多いですね。

もう一つは、首長さんが最終的に地域の意見を判断するわけですが、首長さんに地域の多様な意見がきちんと届いているのかどうかと心配する方すら多いということで、この立地選定プロセスに、地域の声、多くの方の声をどういうふうに入れていってこの制度の信頼をきちんと保つかというのが大事だと思っています。

ですから、今、海外の事例を大変きちんとご説明いただきました。私もワークショップ、勉強会などをやっていると海外はどうなっているのかという質問が必ず出てきますので、こういう資料をきちんと整えていただいたのはありがたいと思っておりますが、私としてはこの中にある、例えばこの15ページ、フランスの事例ですけれども、候補地域に必ず地域情報フォローアップ委員会という地域の方の意見を伺う組織を必ずつくりますというふうに、こういうことを日本の立地選定プロセスの中に明記していただくというのが、大変大事なのではないかと思っています。

実際に私はここを視察に伺ったことがあるのですが、やはり各ステークホルダー、議員さんや行政の方ももちろんいらっしゃいますが、地域の農業団体とか事業者団体、環境団体、いろんなステークホルダー91人が入ってお話をするという輪になっています。最初は輪が大き過ぎてなかなか動かなかったけれども、ワークショップ型にして内容を細分化し、各々関心の高い分科会で勉強会をするようにしたところ割にうまく動いてきたというふうに地域の方はおっしゃっていました。やはりいろいろ意見を集約するというのは難しいですけれども、発行されている書類を拝見すると、ANDRAの発表のデータについての肯定的なご意見と否定的なご意見と全部きちんと載っていたりとか、非常に公平感ある動きをされているなというふうに思いました。

地域のマルチステークホルダー、あるいはパートナーシップのこういうような会議を、日本もこのプロセスの中に入れて、制度の中に明記していただくことが、プロセスの信頼性というあたりで非常に重要なことだと思っています。

ただし、申し上げたように、自治体が先に手を挙げるというのは、私は重いとすごく感じています。ぜひ国のほうではっきりとこういう地層とかこういう地域、少し広域的なことをおっしゃっていただいた上で、関心を持つというよりは、みんなで勉強会をどこでしましょうかとか、少しハードルを下げて学び合いを広げていくということが大事ではないかというふうに思っております。

なお、さっき私は2つと申し上げて既に2つ言ってしまったんですけれども、最後の資料1の5ページのところで、1番のところが国がもっとしっかりやってほしいということ、2番目は、地域で地域対話の場を設けるということを明記していただくということで、3番目のところも重要で、処分場を受け入れるということが社会から感謝されること、あるいは地域にとって誇れることと思っただけ、そういう気持ちになっていただける状況をつくること大事で、いわゆる消費地、あるいは多くの立地地の方と一緒に話合っていけることが大事だと思います。今、電気業界がNUMOという、実施主体をつくっていますが、もう少し大きな枠で、例えば政府の中できちんとこの問題を扱う第三者機関とか、何かそういうことをもう少し明確にして、日本全体でこの問題を受けとめ、重要性を発信していただくような、そういう第三者機関というものもあっていいのではないかと、ちょっと今回の内容からは大き過ぎるのかもしれませんが、そんな印象を持ちながらこの資料を拝見しておりました。

そのときの第三者委員会というのは、例えば今の原子力規制庁のようなことをゼロからつくっていくというのではなく今ある仕組みの中でそれを考える、例えば内閣府に組み入れるとか、原子力委員会がそういうところの高レベル放射性廃棄物に関するきちんとした第三者委員会を持って、そこできちんと情報収集するとか、何かいろんなやり方があるのではないかなと思います。そういうこともご検討の中に入れていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

次は伴委員、お願いします。

○伴委員

使用済燃料対策が喫緊の課題だということは共有しています。ただ、これは電力会社がやっぱり責任を持ってやる問題で、廃棄物問題は解決がつかないから何でも国が前に出てきてやれというような姿勢というのは、おんぶに抱っこのような姿勢で、やっぱりおかしいと僕は思っています。

それで、本題のこの資料についての話ですが、国とかNUMOとかは信頼が得られていない状況なわけですね。この点はこれまでもいろいろ話が出てきていると思います。また、もう少し

広げれば原子力政策自体への信頼が得られていないということも指摘がある。そういう中で進めていこうとするわけですから、よっぽどフェアにやっていかないとだめだろうと思います。

そういう点では、この5ページのところに出ている意見、これまで出てきた意見、それらを丁寧に反映するような形をつくっていくのが大事だろうと思うのですが、そのときの要点は、住民投票制度というものをきちっと組み込んで民意を反映した形で進めていくべきだというのが僕の持論ですので再度強調したいと思います。もう一つは、住民が求める情報がちゃんと得られるかどうかですね。この中では国が説明する、NUMOが説明するということになっているけれども、それも大事なことです。国が説明しても結局つくるためにいいことしか言っていないだろうとか、NUMOはもちろんそれが仕事ですからマイナス情報は言わないだろうと、こういうふうバイアスがかかって見られてしまうことになる。フランスはC L I Sとかいう委員会がつくられて動いているという説明がありましたが、そういう第三者的な情報提供機関も加えて、より客観的な情報を提供していくシステムをつくっていくべきではないかなと思います。

原子力委員会の答申の中には、NUMOの事業に対して第三者機関が客観的に見ていくという話があったのです。事業だけではなくて、これに加えて、その手前のところの情報提供からきちっと機能していくような第三者機関が必要と考えています。

その上で、この1ページの流れ図を見ていると住民の意見聴取というのがありますが、この間、報告書をつくって住民に縦覧して意見聴取という流れでは十分ではないと思っています。環境影響調査でやってきている例がいろいろあると思うんですけども、大体がご意見を聞くだけにとどまっています。ですから、最初の段階を丁寧にやるということと、結局その意見聴取というよりかは、参加して議論できる場を積極的につくっていくということが必要なのではないかなと思います。

今の制度は、市町村長が議会に関係なく手を挙げるができるようになっているんですけども、そもそも手を挙げるときから地域自治体でのある程度の合意というものが要ると思います。東洋町はそこら辺をちょっとすっ飛ばして手を挙げてリコールみたいな話になっていったわけですから、そういう初期の段階に非常に丁寧にすることが大事だと考えています。

住民投票制度は、各概要調査、精密調査、そういうような各段階できちっと実施していくということが大事であろうと思います。それに加えて、この間議論になっている可逆性というようなことについてもきちっと担保していく、システムの中に明記していくことが必要だろうと思っています。

それから、お金でつるみたいな話があるので、これは本当にそういう議論になってしまうところがありますので、例えばその交付金の適用はもっと後ろのほうにずらすとか、それから使途を

海外の事例にあったように情報公開的な問題に限定していくとか、何かそういうことを最初の段階ではやっておいて、いよいよ処分地が決まって、どういうふうに地域が一緒になって生きていくかというか、そういうようなところでその交付金が機能していくようなシステムにすべきではないかと思います。

あと、環境影響評価のシステムがこの中には組み込まれていないのですね。事業が長期にわたる、あるいは港湾設備をつくらないといけないとか、道路の問題もあるでしょうし、場合によっては鉄道があるかもしれない、そういうことを考えると初期の段階、あるいは文献調査では関係ないかもしれませんが、概要調査から先については必ず環境影響調査を行うということも必要だと思っています。

最後に、山崎委員が科学的、今のような最低限の科学的ではなく、より一層進んだいわば適地ですね。今のシステムは適地ではなくても工学的に解決できるという基本的な姿勢のように見受けられますので、あまりよろしくないところでも政治的に場所が決まったらそこに流れていってしまうおそれが非常に高い。そういうことを考えると、もう少し絞り込んだ適地というものを考えていくということが必要だと思うんですが、僕はそういう意見として山崎委員の意見を受けとったんですけれども、それについてはそのように賛成です。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

次は、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。今日は、議題が立地プロセスということで、また、前回のワーキンググループの最後で委員長から、この場合は処分場を決めるための合意形成の仕方を主に議論するんだというお話がありました。私はかねて、基本的にはこの廃棄物管理対策全体の基本方針みたいなことを幅広く議論しないといけないのではないかとということを一貫して申し上げてきておりまして、この委員会も最初にできたときにはかなりそういったニュアンスを承って私も入らせていただいたような覚えがあるので、そこについては、私はあくまでも、とにかくこの立地を進めることに絞った議論という話には基本的には賛成ではないということを初めに申し上げます。

それから、今日ご紹介いただいた各国の事例も、どの国もやはりそうした廃棄物管理対策全体を立て直すようなプロセスを経ていますので、その後でこの立地をどうするかという議論をしてきたわけであって、そのことはぜひ踏まえていただきたいと思うのですが、ただ、いずれは処分場であれ保管施設であれ、何かの施設の立地ということが恐らく避けられないという蓋然性が高

と思います。したがって、立地プロセスの議論をすることも別に意味がないとは思いませんので、そういう認識でコメントを申し上げます。

今日各国の事例もご紹介いただいたんですけども、今のご議論にもあったんですが、選定の基準ですとか手続を明確にするということが何より大事かなと思います。現状については今日の資料1の4ページのところでまとめられて、反省3の①にありますけれども、やはり、結局なぜその場所かという説明が地元からご関心が示されて応募があったからだということにしか行きつかないと、さらにその理由が多くの場合はその交付金と絡めて議論されてしまうと、それしか簡単に言うと見当たらないということがやはり大きな問題なんだろうと思います。

これは今、先生方のご議論があったように、やはり科学的な基準が現状だと最低限過ぎることが問題だと思います。よほど条件の悪いところでなければ天然バリアと人工バリアの組み合わせで十分に安全性を確保した処分場ができるのだ、というわけです。広く検討してほしいということ強調する余りに、半ばどこでもいいというようなことを言ってしまうことが、それが安全性を真剣に追求していないかのようにも受けとられ得るわけでして、ここはやはりどういう基準でその適地が決まってくるのかということを、ここが適地ですということを科学的に言い切ることは、これは科学の不確実性ですとか、いろんな問題からできないとは思いますが、よりどちらのほうがいまいかということ、例えば母岩の種類であるとか、あるいはそういう火山ですとか変動帯からの距離ですとか、何かそういうものを、それはまさに技術のワーキングで今、先生方が議論してくださっていることだと思いますけれども、そういう基準をポジティブリスト、いい場所のリストになるのかネガティブリスト、だめな場所のリストになるのかわかりませんが、基本的にはポジティブリストのほうがいいのかなと個人的には思っていますが、何かそういうものを設定することが必要でしょう。

もちろん、この適地基準を決めていくプロセスは、非常に透明性ですとか公平性、公正性の高いオープンなプロセスで議論されることが当然必要だと思います。それに加えて社会経済的な事柄の検討であるとか、あるいはその技術的な面でも輸送の問題ですとかいろいろ考慮すべきことがあるでしょうから、そういうことを議論する場をつくって、これはやはり参加型のいろんなステークホルダーの参加する場で議論をして、質の高い決定をして、この基準を定めていくということかなと思います。

その上で、あるいはそれと並行してということですけども、立地の具体的な手続についても同様に、やはり誰がどういうやり方でこの手続に加わって、どういう段階を踏んで進んでいくのかということをはっきりさせておくこと、また、このプロセス自体がまた社会、あるいは地域の支持を得るようなものでなければならないということだと思います。

現状はやはり、特に最初のプロセスに入るところのハードルが、なるべく広く関心を持ってもらうというふうにしたつもりが物すごく高いハードルを設定してしまっていて、そこに入れないと、場所が決まってこないという点が問題かと思います。かねてご議論があるように、場所が特定されないと科学的に詳細な議論もできないであるとか、あるいは崎田委員からご提案のあるような地域の議論の場も設定できませんので、どこになるのかもわからない議論はできませんし、自分の場所に全く来るか来ないかオープン状態で真剣に議論してくださいと言われても、皆さんそうお暇ではないわけでありまして、なぜそこなのかということについて腑に落ちるような理由づけができるようなプロセスを政府がきちんとつくると、そのことが国が前面に立つということの恐らく本来的な意味であって、何も今いきなりどこかに申し入れをすることばかりが前面に立つことではないと思いますし、むしろそういうことは今、こうしてプロセスの設計を議論している段階なわけですから、避けていただくべき事柄かなと思います。

ただ、今のようなことをして、どうやって選んでいるかということをはっきりしますと、むしろ仮にどこかが選ばれるとなると、そこは適地でもあってやり方もきちんとしているのだから、あとは引き受けてくださいということにも、そういう社会的な圧力も増しかねないのであって、この拒否権のようなことについてはどういうつくり込みをしてきちんと担保するのかということには大変慎重な議論が必要かなと思います。

繰り返しますけれども、今、立地に向けてどんどん進むべきだとは個人的には考えておりませんが、もし立地の議論をするのであれば、そういったことが考慮されて検討されるべきだと思います。もしこのワーキングが立地のプロセスに絞って議論するのであれば、先ほど申し上げたような廃棄物管理対策全体を議論するような場が恐らく別途必要でしょうし、ここでやるのであれば一定程度はできると思いますが、いずれにせよかなり独立性が高くて、権威、権限のあるような場でそういうことを議論して、全体を立て直すということが必要かなと思っております。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

新野委員、お願いします。

○新野委員

ありがとうございます。資料1を事前に拝見しまして、参考資料の外国の例はとても参考になりました。ありがとうございます。

外国の例を、ずっと関心を持って見たいと思っていたのでなおありがたかったんですが、そうして見ていきますと、やはり長い時間をかけて随分苦しみながら、その国々の国情が違いますの

で、いろんな紆余曲折も経ながら、でも、やはり時間をかけて過去に学んで、反省をして次に積み重ねをして先へ進んできているなという感じが非常にします。日本とはそこに大きく違いがあるように感じるんですが、日本も別に遊んでいたわけではなくて、一生懸命議論していたり、お考えの方があったんでしょうが、それが残念ながら国民との共有になっていなかったというのが非常に大きな違いかなと思うんですね。これから住民も交えて、国民も交えてという視点をここで捉えてくださったので、非常にこれから期待ができると思っています。

でも、先ほど委員さんが述べられたとおり、立地側の目から見ますとその高レベル廃棄物のことばかりじゃなく、やはり使用済燃料のことのほうが身近な問題なんです。こういうことを議論するのも大事だけれども、身近な問題が後追いでしか議論されないという違和感というのは当然立地側にはあるだろうと思います。なので、私はやはり同時並行に、この場でなくてもどこかで同じように議論されていかないと、何でここだけが急に議論されるのかということで国全体の、国民全体の理解は深まらないのではないかと、誤解を受けてしまうのではないかと思います。

それと、長い議論がありながら国民に理解されなかったという点から見まして、その前提事項として立地が具体的に示される前にどういうプロセスで選定されていくのだろう、選定された後にどういうことが起きるのだろうということをまず知らされていない。国民側は知らされていないというよりは、知識としてありません。これから突然今までのことをお伝えしますとか、こういう方針でやりますということを言われるとなお戸惑うと思うので、やはりその時間はかかるにしろ外国の例に学べば、何のためにどうしてこういうことが必要で、それはどういう基準でやるのか、科学的なものとソフトの部分と今後の合意形成と、最終的には政治判断というところがかかわってくるんだと思うのですが、ここはピンポイントの会議ですが、やはりこのことをよく理解させるためには全体像を各担当のところが重ねて伝え合うことで、ここも広い意味で伝えながら、自分たちの議論部分はこなんですよということを常に国民に発信する姿勢で重ねていったほうが、結果、合意形成につながるのではないかと考えました。

外国の例からすると、先ほど崎田委員がおっしゃられたようなCLISのような方法やいろんな合議性があるのはわかるんですが、たまたまCLISに20年ぐらいかかわったフランス人の方と同席をして一、二時間過ごすことが昨年あったんですが、その方がおっしゃるには、たくさんの地域があるところにあるので、幾つもありますというふうにおっしゃっていました。でも、はっきり言えば、フランスの中で皆さんに胸を張ってうまく機能しているという報告ができるところは多分2つか3つしかないでしょうというようなお答えでした。

その違いは、この規模の違いとメンバーの違いと、もう一つ大きいのが大きな課題に見舞われて議論を重ねてきたところのほうが当然きちんとした議論に耐える団体、グループになるんだと

というようなご報告でした。大した議論がなかったり、構成メンバーにばらつき、要するにいいバランスでないところは活発な議論が起きていないので形骸化している。実は透明化法があって、こういうものをいち早く設けた国でありながら、やはり今、反省しているようなお話でした。やはり人材と情熱と何のために自分たちがそこで活動するのかというきちんとした高い意思がないと機能はできないということをはっきりおっしゃってくださって、私も当然そうだろうなと思いました。

日本は、どちらかというところ、何か決めるとそこでもう一区切りというような傾向が国民側から強く見えていますので、CLISの考えはいいんですが、それを構成した途端に何か一段落をされるんじゃないかと、それからがスタートだという認識で皆さんが捉えていただかないと、かえってつくっていただいたための弊害というのが起きるんじゃないかと懸念します。方向とすると大賛成なんですが、そんなにたやすくも手を挙げてというところでないということで少し認識をいただければなという思いで発言しています。

それと、地方自治のほうですが、私どもは住民としておりますけれども、一昨日、10周年の活動の反省会のような勉強会をしました。そこで若手の7年目の委員がしみじみと言うには、自分たちは10年をかけて議論してきた住民の会だということなんだけれども、知事もいっちゃう、市長も村長もいっちゃう、そして、国や企業の方たちが地方とか住民の意思とか、そういうことをよくメディアさんもお書きになるんだけれども、誰のことを言っているんだろうというような疑問から、答えが出せないというような意見を言っていました。

私たちは逆に国、国と言って、じゃ、国は誰なのというところ余りにも漠然としていてなかなか伝わらない。でも、国のほうは地方、地方とおっしゃるんですけども、地方って誰だろうと思うと、市長さんなのか、知事さんなのかというところで、とてもその方たちに荷が重いことだろうと思います。今、日本の仕組みの中で議会制民主主義とか、ここは民主主義の国ですよと座長さんが先回もおっしゃられましたけれども、私たちは本当に機能すれば住民がこんなにいろんなふうに苦しむことはないんでしょうけれども、なかなか機能しない分野ではそう簡単には割り切れないので、住民の意思のようなものを取り込めるシステムというのはCLISに限らず、何かしら日本版で検討していかなければならないだろうと思っています。

それは過渡期のこともかもしれませんけれども、今のいろんなところの仕組みを見てみると、問題が起きるといろんな招集をされるグループ、審議会とかがあるんですが、なかなか継続しているところが少ないなと思います。10周年の反省として、継続をすることの意義ということも皆さんから指摘を受けていますが、やはり単発でできることと継続していて初めて見えるものというようなものが全く違う。本当はそれが重なることが理想だろうと思うんですが、ぜひ継続

をして何かどこかが一つでもかかわっていると過去に学ぶことが多分もっとできやすいんだと思うのですが、考えますと、先ほど何人かの方がおっしゃった第三者評価のようなところが突然任命されて半年続きました、3年続きました、もう要りませんよとか形骸化するんじゃなく、こういうものがあるのなら並列して最初からそういうような視点が持たれていれば、そこがまた継続して歩むことでお互いに刺激し合う緊張関係さえきちんと保っていければ、何かしら関与し合っ
て、いい方向にあるのではないだろうかと思うんですが、お互いが単発になってしまうと、その場限りで過去も学べないですし、先に重要な議論が継続して認知されていくということが少し薄くなるように感じています。

それと、この資料1でいくと1ページですが、電源立地地域対策交付金というところがあるのですが、これは全くお金なんですけれども、これは放射性廃棄物を埋めるときの交付金なんですけれども、私どもは電源立地のほうでたくさんのお金をいただいてきていました。それも一様でなく、使途に対してもいろんな紆余曲線があるんですが、やはり今の立地というのは都会ではなくて、場所的にはどうしても市以下の小さな単位のところが多くあります。立地の中で市であるのは、広域合併で幾つか松江とか新しい市の方がおいでになるんですが、柏崎市なんかは先進的に大きな町だったために、きちんと議論に耐える慎重派や反対派の方がまだおいでになるのでいい議論につながりやすかったんですが、福島のことを見ていますと、村単位になってしまうと人材のこともあって、ここでCLISのようなことでご議論をと願ったところで、議論するメンバーの人材、そういうところが一様ではなくて、こういうところでお考えになるのとはまた全然違う現実というのがあるので、そのあたりを考えるとお金ばかりが、突然手にしたことのないようなお金を手に入れた人たちがいいも悪いも使いようもわからなければというところは、過去にあったんだろうと思います。そういうお金は別として、やっぱりアドバイスとかコーディネートをするようなサポート、人材、そういうところで、もしここにそういう埋設をする施設をつくるとすると、その地域のためにどういうことができるんだろうというようなことを議論できるようなサポートする仕組みが第三者的なところがあれば、この選定の前にこういうことをこういうふうにしたときに、このまちづくりの可能性としてどうあるんだろうというような、もう少し簡単に相談できるようなところがあれば、もっと小さな自治体も検討してみようという姿勢になるのかなというふうに思って、お金を別の形で使っていただければと思いました。

それと、4ページの下の方ですが、調査や処分事業に対する地域住民の参加のあり方が不明確だったということなんですが、これを多分改善しようという視点で書かれているんだと思うんですが、事前のこのような情報から住民と情報が共有されていけば、いざ取りかかるときに非常に短時間に合意形成ができるんじゃないかと思うんですよね。何かが決まってから地方に説明を

というのがこれまでのやり方だと思うんですが、関心のない人にもこういう情報が何か平坦に流れていくような情報の適用のあり方があれば、いざというときに私たちのことなのかということで、こういうことだったから、じゃ、こう考えようというところで、下地の情報というのが事前情報としてとても重要になってくるのではないかと思います。

そのときには、いろんな機関が活動されているようですが、私ども逆に来ていただく側とすると、ある程度その回答ができるレベルの方が常に同席していただいたほうが本気で議論できますので、帰って相談して戻ってきますというような会話には積極的に参画するような意欲が起きないだろうというふうに考えます。

これまでも法的には非常に整ったことのように見受けるんですが、でも、何も前に進まなかったということを重く受けとめて、もう少しいろいろ細かいところ、技術的な研究とか議論はされていたんでしょうけれども、ソフトの部分の議論と合意というのが多分この国で遅れてしまったために前に進めなかったということにつながっているのではないかと思いますので、そういうところを具体的にきちんと漏れなくつないでいくような議論がここでできれば一步前進に近づくのかなというふうに期待はします。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

次は、徳永委員、お願いします。

○徳永委員

ありがとうございます。今日の議論に関してですが、論点Dという資料の最初にあるように、地層処分場のように長期に安定的な地質環境を選定するに当たり、どういうプロセスが必要かということについて考えるとすればどんなことが必要かというような観点から少し考えてみました。

既に何人もの委員の先生がおっしゃっていますが、日本で適地がどこですかとか、不適なところがどこですかという議論を多分ある段階からしないといけなくなるということだと思いますが、そういう情報はそもそもフラットに提供されているんですかというあたりが実はあまり明確ではない。それは、手続上からいって、そういう調査をするというとき、既に文献調査を受け入れることをしないとできないような仕組みになっているというところが、実は物事を考える最初を極めて難しくしているのではないかという気がします。

一方、地質はこうですか、断層がここにありますが、火山がここにありますがということとはやや別に、地層処分そのものを考えるときに地質をどういうふうに見るんですかとか、どういう情報を私たちはとるんですかというような観点から、日本の地下環境をちゃんと明らかにして、皆

さんによくわかっていただくようにお見せするというのをもう少し我々は努力しないといけないのではないかと強く思います。

実は、そういう情報は本来的には国の基盤的な情報で、地層処分事業だけではなく、日本の国土をどういうふうに関後使っていくのか、保全していくのかというようなことの一環として、日本の足元をちゃんと多くの国民の人にわかっていただくような作業をしていただくのが非常に重要なんじゃないかと思っています。

それは、多分、例えば国の機関であるとか大学も参画できるでしょうし、それこそオールジャパンでやるべきことかなという気がします。

一方、そういう情報を提供すればいいということだけではないと思っていて、今までもいろいろ議論がございましたが、地域の方々のご意見も聞かないといけないし、そういう人たちの求める情報を提供していくということも非常に重要である。

一方、何回目かの委員会で技術系の委員4人が説明させていただきましたが、それほど容易に誰でもすぐにわかるようなことで物事が進んでいるわけでもないところがあって、地域の人たちが欲しい情報というのと、技術をもとに考えたときには地域の人に知っていただきたい情報というのがあって、すなわち学びをして、理解をして、その後でみんなでいろいろ考えていくという、そういう意味での情報のうまいやりとりというのが結構大事なような気がしています。一方で技術をやっている人間は、ここの議論でも何回も出てきましたけれども、地域の人たちがどういうことに不安を持っているのかということに対しても高いアンテナを張っておかないといけない。そういうような意味での意見交換の場であるとか、お互いの学びの場であるとか、そういうようなものを、準備していただくということが実は中長期的には非常にいいことなのではないかというの、この委員会に何回も出させていただいているときの感想です。

そういうふうにと考えると、適地とか不適地と言いますが、それは非常に難しく、何をもってベストというのかというのはそんなに簡単には決まらない。すなわち幾つかの観点があって、それらを総合的に見てここはいいです、もしくは地層処分ができますというような類のものだと思いますので、そういう観点からの地層処分もしくは廃棄物処分の特徴もやっぱりよくお互いにわかった上で議論するという、そういう丁寧さをぜひどこかに常に置いていただくということがお願いしたいことです。

そういう観点からいうと、やっぱり何人もの委員の先生がおっしゃっていますが、最初からコミットメントを地域の自治体さんに求めるのに近い形になっているように見える今の公募制というのは、海外の経験とかを見ていてもなかなかうまくいかないという理由の一つになっているかなというふうに私も思いますし、あまり強いコミットメントを求め過ぎない形で議論が始められ

るというような環境をつくっていくことも大事だというふうに思いました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、栃山委員、お願いします。

○栃山委員

皆様方がおっしゃったのとほとんど繰り返しになると思うんですけども、やはり一番最初に公募制をやったときは、それはもちろん地域の人たちが好意的に手伝ってくださるということを前提にしているんですが、それはある意味いろんな情報があって、皆さんはある程度理解している上でこういうことをやればいだろうというようなことを前提にしていたんですが、そのコミュニケーションがうまくとれなくて情報がうまく伝わらないと、その中で非常に具合が悪いことが起こってきましたので、今も申し入れの場合も、やはり何もなしでいきなり申し入れて、はい、私たちが決めましたからこのところでいかがですかと言ってすぐ答えをくださいと言ったって、それは多分そうはいかなくて、やはりその申し入れからそれを受け入れるかどうかを決めていただくまでに非常に細かいコミュニケーションをとらないと結局のところは信頼ができない。

諸外国を今日紹介していただいたんですけども、結局ずっと見てみると、地域と国なり事業者との間の信頼関係を如何に作っていくかということに非常に鋭々と努力されていると。やはりそれが制度ばかりうまく作ったつもりでいて、そのコミュニケーションをとるところがうんと欠けていたと思うんですね。それをこれからうまくやっていくためには、パートナーシップでも、まだ受け入れも何も考えていないところに対して国が申し入れなり何なりするとしても、申し入れたときにすぐに地域と一緒にあって地域の人にいろんなことを考えてもらうという格好で何らかの手当てをして、今おっしゃったように人材とか何とか欠けていますよね。そういう人材をいろんなところで呼んできて自分たちが考えられるようなものを作っていくとか、CLISなんかもちょうどそういう格好になっていますので、何かそこで一生懸命形じゃなくて中身を詰める努力といいますか、そういう格好にこれからプロセスを作っていくところがすごい大事なかなと思います。

ですから、そういう意味では受け入れを前提としない場所でいろんなコミュニケーションができるような格好の地域とのパートナーシップみたいなものを考えるということですね。

それで、公募で一番大きな失敗だったのは、非常に漠然とどこでもできますよといって、いきなり手を挙げてくださいと言ったものですからかえって信頼を失ってしまったということがありますので、そこはある程度こういうところは国としては十分だと思ってお願いしたいと思います。

とか、そういう格好になりますから、かなり一生懸命説明しないと、今、徳永委員がおっしゃったように地下の話とか、実際にどういうところが適地と考えているかというのは非常に難しいところがあって、安全ですけども、その安全についても事業をやっているときと、それから後の閉鎖後の安全性というのはまた違った観点からいろんな問題が入ってきますので、そういうことも含めて一生懸命、やはり自分たちはここがいいと思うのでぜひ協力してくださいということをかなりコミュニケーションしないといけないというのが大事になってくるのかなと思いますね。

それから、国が前面に出るというのも、我々はずっと、前の廃棄物小委のときもそういう話が何度もあったんですけども、実はこれはやっぱり国が前面に出るというときに思っていることというのは、ちょうど資料1の論点の6ページに原子力委員会が少し書いているんですけども、国としての総合的取り組みであるから全ての行政機関が連携して知恵を出すべきであるを書いてありますね。ですから、国が前面に出るということは、国の中のどこかの一部局が一生懸命やるということではなくて、国全体がこれは大事なのでぜひともこういうことを進めたいということではないと、本当の意味の信頼関係はできてこないと思うんですね。それも少しこれからのプロセスの中で、どういうふうになれば国全体がそういうことを考えているということがあらわれるかということを工夫していただければと思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員

私も技術系の委員の一人として、皆さんも既に言われていることですので改めてお話しませんが、意見を述べさせていただければ、私は、3ページの3番目の全国に広く対象とした立地選定において大事なのは、やっぱりなぜここなのかという説明がこれまでは困難だった、ということにあると思います。たとえば私がもし地元の方の立場になったときに、ここに処分場をともし言われたならば、なぜここなんですかとたぶん問うと思うんですね。それに対する、実はここはこういう技術、あるいは地質環境とか、そういったものの中で日本の中でこういう位置づけになって、それは他の地域とも比較の上で地質的、技術的に適切なんですよというような、そういったものが丁寧に提示されたならば、地域の皆さんもそこから初めて議論の土俵に乗ってもらえるのではないかと思います次第です。

そういう中で、既に山崎委員、崎田委員、あと、伴委員も寿楽委員も言われましたが、今の日本の地質環境というのは、この委員会を通して私も常々言っていますが、不均一なので、どこで

もいいということにはなりません。現状として、総体的にどういう状況かというのは示すことはできるので、その中で地層処分システムとしての成立性がどうなのかという広域的な、あるいはそういう意味での適切な地域に関する情報を提示するというのは避けて通れないのではないかと思います。

そのような科学的な知見に基づく提示の仕方については私も賛成ですし、やっぱりそれをやらざるを得ないと思います。もちろん、それを提示するときにはプロセスをできるだけ透明にして、その透明性を示すところでどういう議論がなされているかというのを見てもらうことで、既にほかの方々も指摘されていますが、信頼性が多少なりとも回復できるのではないかと思います。

そうすると、恐らくある程度の責任の所在も見えてくることになるので、取り巻きからもういうふうに、誰にその議論をすればいいのかということも多分見えてきて、こういう判断というのは押しつけではないですよということも含めて徐々に浸透していくのではないかなと思います。

そこも、では、どういうふうに透明性を作っていくのかとか、あるいは信頼回復するのかというのは、既に社会系の委員の先生方々が言われていますが、技術系の立場としては、できるだけ、如何に信頼性のあるデータを提示するかということだけだと私は思っています。これもこの委員会で常々言っていますけれども、そういう役割のもとでコミュニケーションをさせていただいて、あとは一般市民の方々もどういうところにその不安とか、あるいは聞きたいことがあるのかということを、技術の我々もやっぱりアンテナを張って、できるだけ効率よくそれを提示できるように努めないといけないと、これまでの反省と自問自答も含めて思っています。またそういう形、仕組みをぜひ国として進める場合もそこを組んでいただいて、あとはどうまとめていくのかというのを考えていただければと思います。

私からは以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

ひととおり各委員からお話をいただきました。私も委員という立場で、今皆さん方からお話しになったことと全てかぶっていますけれども、国がもっと大きな役割を果たすことが必要じゃないか、これはたぶんどなたもご指摘されましたけれども、政府の間口の広さと、もっと出るという意味での奥行きの高さと両面あると思います。それからあと、科学的なところとの関係をどのようにやるのか、あくまでもこれは最後、行政として、その上で政治プロセスを経てこの問題が進んでいくのだと思いますが、その基盤に科学性がなければいけませんので、この科学性を元に進めていくプロセスをどう構築していくのか。それから、住民参加が担保されていないといけなくて、ご承知のとおり住民参加も多様な方式がありますので、どういう場でこれを可能としていく

のか、極めて早期の早い段階からということになると思います。

一般的には、地方行政の場においてこうした問題を取り扱うときに、首長と議会という二元代表制の下で取り扱うというのが一般のルールですが、この住民参加の程度によっては、伴委員もちょっと触れましたけれども、住民投票のようなこともその中で考えられるのかもしれませんが。ここもよく議論しなければいけないと思いますが、一言で言えば住民参加の問題があると思います。

こういうプロセスについての議論は、各国においても失敗を積み重ねていった上で構築をされてきたと思いますが、ご承知のとおり、各国の民主主義のレベルですとか、それから社会的な合意形成のやり方は、それぞれ深い背景の下ででき上がってきているので、手法だけを取り入れるというのはなかなか成功に結びつけるのにも限界があると思います。しかし、一方で非常に参考になる部分は多いと思いますので、各国のやり方も十分に参考にしながらこうした問題を考えていくことが必要ではないかと、私が委員としてはこんなふうに思っていることを申し上げておきたいと思います。

意見は意見として承りつつ、ご質問的な事務局としてのスタンスを問うものもありましたので、伊藤さんのほうから何か今ここで申し上げることはありますか。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

皆さん、ご意見ありがとうございました。それで、伴委員から環境影響評価のお話がありました。ご指摘のとおり、現段階で廃棄物の処分のプロセスとの関係では明確にそこは位置づけられていません。ただ、私どもとしては、実際に物事が動き出すという意味では、多分概要調査の段階からだと思うんですが、きちっとそういった環境影響評価の枠組みの中でこのプロジェクトが進んでいくような形にはしっかりしたいと思っていますので、そこは明確にしておきたいと思います。

それから、全体をお聞きしてしまして、やはり共通して私ども感じたのは、この法律で定められたプロセスそのものよりは、そこに入る入り口の段階での敷居の高さについて、やはり一旦その公募を広げていう観点が実はハードルが高くて、そこにいかに住民の方、社会的な需要性を高めながら全員が参加して問題を一緒に考えていけることができるのかという仕組みづくりを、今回この立地選定プロセスを見直す際には最重要視せよといったような大体皆さんの、きょうは一定の方向感を得たような、そういったご議論だったかと思います。最終処分についてはですね。

次回またやりますけれども、私としては、きょういただいた意見を一旦預らせていただいて、事務局で整理して委員長とご相談しながら、確認していくような形にできればと思っています。

以上でございます。

○増田委員長

今日この場で、特にまた追加で各委員のほうからお話はございますか。

それでは、西川委員、伴委員、それから寿楽委員と、このお三方どうぞお願いします。

西川委員から。

○西川委員

最初お時間いただきましたので、皆様のご意見を賜って感じたことを申し上げたいと思うんですが、1つは、今委員長がおっしゃいましたように、この問題は科学技術に深くかかわりますので、科学技術をいかに追求してこの問題を考えるかというのが日本の大きな課題であります。そして時間もかかりますし、たくさんの皆さんの参加を得て総合的にやらなければなりません。

特に地層処分という議論ですが、これは日本の地震学とか地質学、あるいは地形学にかかわるわけですが、この分野は、私は素人でそんなにはっきりはしていませんが、十分じゃない。それから、十分でないのに総合力を発揮しないで、大勢の皆さんが参加していない。特に今の原発の立地においても、活断層がどうだとか破碎帯がどうだと言っていますけれども、それさえよくわからない。もしこんな地層処分を真面目に考えると日本中穴を掘らないといけないということになると思います。どんな穴を掘るんだということになりますから、そうなりますとやはり地質学といいますか、地震学の独立したしっかりした権威あるものを早くつくらないと、当面の問題も解決できないと思います。

今、規制庁でやっておられますけれども、地層処分、あるいは日本の地震、国際的にいろんな連携を考えますと、そういう組織をしっかりとつくった上で話を始めないと十分な議論はできないのかなと思いました。

今、資料ではUSGS、例えば、アメリカの地質調査庁ですか、こういうものがあるようですが、そういうしっかりしたものが日本にないものだから、地震がたくさんあって、そして日本の地形は複雑でよくわからない、こういう状況でこういう問題に突入しても、何をどうしたらいいのかというちょっとしたことでつまづいてしまうと思いますので、ここはぜひともしっかりやっていただきたいと思いますし、この問題に関連いたしまして、どういう場所がどういうことになっているときに、科学技術の他に立地をここだというときに何が根拠になるのかということとは、科学技術だけでは100%支えられないところがあると思いますね。

そうなりますと、こういう問題に本当に国を憂いて何かやろうと思っている住民が本当にそこにおられるのかどうか。いや、そうではなくて、我々はいろんなものを電力を使ってきたからそういう責任もあるし、そういう立場からこの問題を科学技術を根拠に考えてみたいと、こういう

お考えの住民がいないと到底この2つ、科学技術と何か責任というんでしょうか、気構えというんでしょうか、この2つがないと、これは絶対できないと思いますから、そういう方向をうまく技術的に進めていくのが重要なと皆さんのお考えをお伺いして感じましたので申し上げます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、伴委員、お願いします。

○伴委員

質問ですけれども、その4ページに反省3の②のところで、調査受け入れを前提とせずに住民が参加した形、オープンに理解を深められるような仕組みというふうになっていて、栃山先生もそういうことをおっしゃったんですけれども、この調査受け入れを前提とせずにということで、多分それは申し入れの前段階が非常に重要であるということの意味合いだと思うんですが、少し具体的に何かイメージを国のほうとして持っていられたいのであれば少し膨らませてほしいと思いました。

○増田委員長

今の点はご意見でもあり、なおかつご質問でもありますけれども、事務局で何か今ここで答えられることはありますか。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

具体的にまだイメージできていませんが、ただ、今日幾つか海外の事例を紹介しましたし、新野委員とか崎田委員からもいろいろご意見いただきました。単純にCLISみたいなものを用意すればいいということでもないと思いますし、委員長からもありましたように、国情によってそれぞれその合意形成の仕方が変わってくるわけですから、日本的なものを、どういうものをあとつけ加えていくのかというところは、またいろんな方にお話を伺いながら、必要に応じて政策に落とし込んでいきたいと思っています。

○増田委員長

ここで私が言うのもちょっとよくないかもしれませんが、私もこういうもっとその前段階での学習の場みたいなものがあって、次のプロセスにつながっていくような場が必要ではないかと思います。これは最終処分場だけではないかもしれませんが、もっと情報が出て、それでみんなで学習するという場を考えていかないと、何かだんだん地域が固有名詞に結びついた途端にもすごい重たいことになってしまうような気がします。これはまた、よくそのあたりは考えておいてください。

それから、あと、次に寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。今日、私も科学的に選定の基準を考えるべきじゃないかということを申し上げましたし、ほかの委員の方々からもそういうご意見があって、かなりそれが強調された感じがあるんですけども、ただ、他方でこの科学的な基準の設定というのは、重要な考慮事項であるけれども、考慮事項の一つでもあるわけで、こういう議論がされたことが、「ここは科学的に適しているのだからとにかく受け入れてください」というふうなニュアンスに変わっていくようなことがあってはならないわけですね。

ほかに、当然社会的な事柄、例えば地域間の公平でありますとか、考慮すべき事柄が多いわけです。前回のこの場では西川委員から、中間貯蔵施設は電力消費地のほうで受け入れることを考えてもらえないものかというようなご提案もあったと思います。これは地域間の公平に配慮したご提案だと私は受け取りましたけれども、もちろんそのやり方でなくてもよいのだと思いますが、場所を選んでいくときにはそういったほかにも考えなくてはならない大切な要素があって、ですから、何を基準にして場所の絞り込みをかけていくのか、それをどういうやり方でやるのかということ自体をかなり幅広い議論をして決める必要があると。今回、科学的な基準をつくることが大事だとなったから、今度はそれにめがけてまっしぐらというふうになってはいけなかなという気も、他方でしました。何か逆のことを言うようですが、少しそこが気になりましたので申し上げます。

それから、今も少し申し上げましたけれども、中間貯蔵施設の話は先ほど廃棄物管理全体の基本方針を考えなければいけないといったことの典型的なものでして、これも前に申し上げましたが、今政府で考えているようなプロセスが順調にいったとしても数十年、操業開始まで要するわけですから、その間の使用済燃料、あるいはガラス固化体の安全な管理というのは必ず考えなくてはならない事柄なわけです。

ですから、そうすると当然何らかの貯蔵施設というもの、中間貯蔵というのか、あるいは学会議の提案にある暫定保管という考え方ですとか、そこには幅がありますが、何か最終処分場以外にそういう安全な廃棄物の管理をするための施設が必要になるはずで、それをまたどういう基準で場所を選んで決めていくのかという議論もしなければならぬわけでしょうから、そういう意味で、やはり総合的に考え、その場合にはもちろん地域の方の意見も聞き、専門家の意見も聞きと、そういうようなことが必要ではないかと思っていますところでは。

今日ご紹介いただいたほかの国、例えばアメリカでは、長期の貯蔵施設の確保とセットで立地プロセスの提案がなされていますので、そういうことを考えていただく必要があるのではないかと補足いたします。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、徳永委員も札が上がっていますので、お願いします。

○徳永委員

先ほど寿楽委員がおっしゃってくださったことを本日は申し上げようと思っていたんですが、ベストであると、最適であるということはなかなか決められない問題で、それは科学技術の問題もあるし、社会的なものもあるし、どこにどういう重みを持った解を私たちが提示しますか、もしくは合意をしますかという問題なので、私も申し上げたかったのは、今日は科学技術が大事で、そのベースとなる情報として我々は提供しないといけないと強調しましたが、それだけではないということは常に頭の片隅に置いておかないといけないかなと思いました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、次回に今日の議論を事務局でまとめてもらって、また皆さん方のほうにフィードバックしたいと思います。

例の基本政策分科会のほうが今別途、検討が進んでおりますので、そちらのほうにどういう考え方を伝えるかといったこともまた考えておかなければいけないと思います。いずれにしても、今日までに論点のA、B、Dと順番に検討をして参りましたので、またその点についても皆さん方にご相談していきたいと思います。

ということで、少し時間が早く終わりそうなので、本日のWGは以上をもちまして終了とさせて頂きたいと思いますが、事務局から、何か連絡がございますか。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

次回ですけれども、11月20日の午前で調整をさせていただきたいというふうに思います。詳細は、また事務的にご連絡を差し上げたいと思います。

地層処分技術ワーキングにつきましては11月の下旬、最終週で事務的に調整をしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○増田委員長

本日のWGは以上をもちまして終了とさせて頂きます。

どうもありがとうございました。

— 了 —